

証券コード5241
2026年3月11日
(電子提供措置の開始日2026年3月4日)

株主各位

東京都千代田区西神田三丁目2番1号
株式会社日本オーエー研究所
代表取締役社長 奥山宏昭

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえご確認くださいませようようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.noar.co.jp>

また、電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、名古屋証券取引所ウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

名古屋証券取引所ウェブサイト <https://www.nse.or.jp/listing/search/>

(上記のウェブサイトアクセスしていただき、「銘柄名(会社名)」に「日本オーエー研究所」又は「コード」に当社証券コード「5241」を入力・検索し、「基本情報」、「適時開示情報」を順にご選択いただき、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができます。お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいませ、2026年3月25日(水曜日)午後6時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2026年3月26日（木曜日）午前10時（受付開始時刻 午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区西神田3丁目2番1号
住友不動産千代田ファーストビル南館3階 ベルサール神保町ROOM 3+4
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第44期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 取締役の報酬等の額改定の件
第5号議案 監査役の報酬等の額改定の件
第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権の行使についてのご案内）
後記3頁から4頁「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

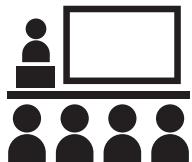
以上

- ~~~~~
- ◎当日、ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

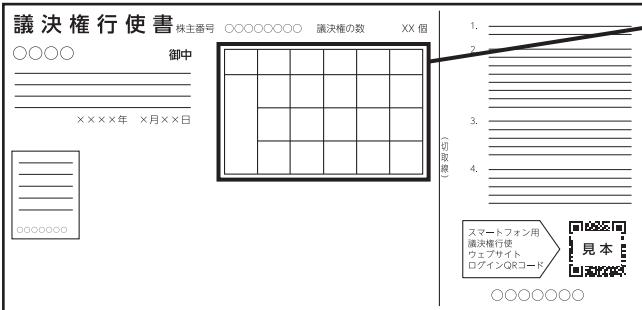
議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p style="text-align: center;">インターネットで 議決権を行使される場合</p> <p>次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p style="text-align: center;">行使期限</p> <hr/> <p style="text-align: center;">2026年3月25日（水曜日） 午後6時入力完了分まで</p>	 <p style="text-align: center;">書面（郵送）で 議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">行使期限</p> <hr/> <p style="text-align: center;">2026年3月25日（水曜日） 午後6時到着分まで</p>	 <p style="text-align: center;">株主総会に ご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p style="text-align: center;">日 時</p> <hr/> <p style="text-align: center;">2026年3月26日（木曜日） 午前10時 （受付開始時刻午前9時30分）</p>
--	--	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトをログインQRコードで見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・4・5・6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

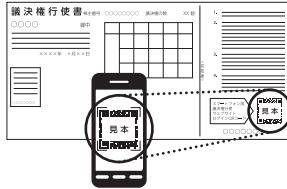
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

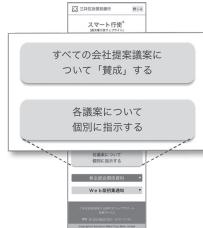
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

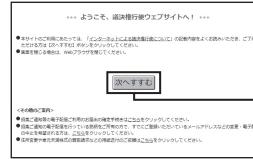
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

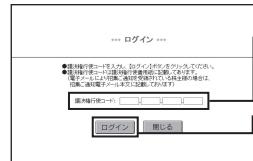
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

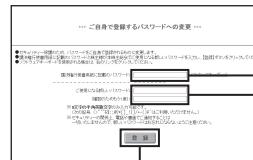
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

2025年1月1日から
2025年12月31日まで

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調を維持したものの、不透明な状況が継続しました。賃上げの進展により個人消費は持ち直しましたが、物価上昇の影響から実質購買力の改善は限定的でありました。また、企業においては、設備投資が内需を下支えした一方、海外経済の減速や地政学リスクを背景に輸出や製造業の回復は鈍化しました。加えて、金融緩和策からの転換に伴う金利の動向にも注意が必要な状況であります。

当社が事業を展開する情報サービス産業におきましては、生成AI、クラウド及びデータ分析を軸に持続的な成長を遂げており、また、企業のデジタルトランスフォーメーション(DX)は実証段階から本格導入へ移行し、基幹業務へのAI組み込みや業務自動化、データ利活用サービスの需要が拡大しております。加えて、サイバー攻撃の高度化を背景にセキュリティ分野への投資も増加傾向にあります。一方でIT人材不足は依然として深刻であり、これに伴う人材獲得競争の激化や人件費の増加により、収益環境が悪化する可能性もあり、内製化支援、IT人材が豊富な海外拠点や海外企業への委託、省力化技術の導入が業界全体の重要な課題となっております。

このような当社を取り巻く環境の中、主力の官公庁に向けた「公共系事業」は、前事業年度において、国税関連システム及び関税関連システムの次世代システム開発が佳境を迎え大きく売上を伸ばしましたが、当事業年度はこれらの開発が一巡し、売上の確保が厳しいと予想されましたが、国税関連システムでは、次世代システム開発において継続して受注を確保しました。また、関税関連システムにおいては、次世代システム開発後の体制縮小を余儀なくされましたが、他の公共系システム開発については堅調に受注したことにより、「公共系事業」の売上の落ち込みを最小限にとどめることができました。一方、「金融・法人系事業」は、前事業年度において、前述の次世代システム開発により「公共系事業」に人材を供給したことにより、売上の確保に苦戦いたしました。当事業年度は次世代システム開発後の体制縮小により人材を確保し、「法人系事業」を中心に前事業年度と比較して大きく売上を伸ばしました。この結果、当事業年度の売上高は、前事業年度をやや上回る結果となりました。

売上原価については、継続的に経験者採用及び未経験者採用を積極的に行ったことによ

り、未経験者を中心に計画通りの採用をいたしました。なお慢性的な人員不足が継続しております。そのような状況のもと、当事業年度は営業本部の組織変更を実施し、「公共系事業」及び「金融・法人系事業」共に開発要員の配置転換を行った結果、外注加工費の抑制が可能となり、売上原価は減少いたしました。また、販売費及び一般管理費については、必要以上の経費の支出を抑制した一方、開発人員の採用、育成につながる採用募集費・教育研修費、上場維持費用及び事業税負担が増加した結果、販売費及び一般管理費は前事業年度を僅かに上回る結果となりました。

この結果、当事業年度の売上高は2,990,619千円（前年同期比1.4%増）、営業利益は154,499千円（同31.2%増）、経常利益は158,898千円（同40.9%増）、当期純利益は108,108千円（同47.1%増）となりました。

当社はシステム開発事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

（2）資金調達等についての状況

①資金調達の状況

該当事項はありません。

②設備投資等の状況

該当事項はありません。

③事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

④他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑥他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(3) 財産及び損益の状況の推移

	第41期 (2022年度)	第42期 (2023年度)	第43期 (2024年度)	第44期 (当事業年度)
売上高 (百万円)	2,404	2,731	2,950	2,990
経常利益 (百万円)	57	37	112	158
当期純利益 (百万円)	39	26	73	108
1株当たり当期純利益 (円)	29.13	19.66	53.41	67.23
総資産 (百万円)	1,252	1,387	1,336	1,257
純資産 (百万円)	538	557	685	777
1株当たり純資産 (円)	393.28	407.41	426.25	483.27

(注1) 2024年12月20日を払込期日とする公募による新株式の発行により、発行済株式総数が120,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ30,360,000円増加しております。

(注2) 当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第41期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(注3) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は銭未満を四捨五入して表示しております。

(注4) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

(注5) 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づいて算出しております。

(4) 対処すべき課題

国内IT市場は、生成AI、クラウド及びデータ分析を軸に持続的な成長を遂げており、また、企業のデジタルトランスフォーメーション(DX)は実証段階から本格導入へ移行し、基幹業務へのAI組み込みや業務自動化、データ利活用サービスの需要が拡大しており、より生産性の高い新たな事業モデルへシフトしていくことが急務となっております。しかしながら、既存システムの問題を解決し、時に業務自体の見直しも求められる中、いかにこれを実行するかが課題となって参ります。既存システムの維持・保守業務から、最先端のデジタル技術分野に資金をシフトさせ、デジタル技術を担う人材の確保をして参ります。また、ユーザーにおける開発サポートにおいては、プロフィットシェアできるパートナーの関係に安定的な事業収益を確保し、真に情報サービス産業の一翼を担うことができる企業規模及び収益性を具備する体制を構築することが最優先課題であると認識しており、以下の課題に対処して参ります。

①営業力の強化

受託型での受注と共に、AI、アジャイル、マイクロサービス等の最先端技術を駆使したクラウドベースのアプリケーション提供型ビジネスにも適応することにより、事業規模の拡大を可能とするハイブリッドな受注体制を構築して参ります。営業機能を戦略的、人材的に充実させ、「知見を生かしたコンサルティング」と「クラウド環境とソリューション製品、Web-APIなどのインフラ構築」を通じてワンストップサービスの提供により「既存顧客の深耕」と「エンドユーザーの新規提案営業」を実施し、安定的な受注規模を確保しつつ業容の拡大と生産性の向上を図って参ります。

②優秀人材の確保と育成

ビジネス・エコシステムの変化に対し、スピード感を持ち、かつ、柔軟に対応するためには、過去の価値基準に理解を示しながら、急速な環境変化を受容することのできる人材を社内に多数擁していかなければなりません。残業減少、有給休暇取得率向上について、IT業界が向いているとされるテレワークなど、多様な働き方に合わせて従業員満足度の向上を実施して参ります。採用力の強化については、デジタルネイティブ世代の活用促進を実施する上で、教育施策を充実させていきます。また、プロフィットシェアできるパートナーとの関係維持に注力して参ります。

③プロジェクト管理と品質・生産性向上

主契約者ごと、システム要求事項で異なり、また、プロジェクトマネージャーごとに方向性が変化してしまうプロジェクトマネジメントに対して、知識体系を理解しているだけでは到底無事に顧客要望を満たすことはできません。当社ではこのリスクを事前に評価し、リスクを軽減する仕組みが機能しています。当社のナレッジベースに蓄積された豊富なデータをもとに単なるエンジニアのキャリアと経験だけに依存するだけではなく、どのようなチーム体制、役割、作業品質、許容される事項などが整理され、マネジメントリスクをコントロールしながら開発作業に着手することになります。このようなプロセスを更に強固なものとするため、同業他社に対するコスト競争力を高め、継続的に不採算案件ゼロを維持していくことにより、売上総利益率を向上することが課題であります。

④技術革新への対応

経済界全体において情報革命が叫ばれる中、当業界における技術革新のスピードは速く、かつ、その変化は著しい状況にあります。デジタルトランスフォーメーション(DX)の到来に合わせ、高度なITリテラシーを保有するエンジニアが公共・金融インフラ市場においてもデジタル化ビジネスへの対応を適時に行うことが重要な課題と認識しております。これらの変化に対応するため、最新の技術動向や環境変化を常に把握し、新規技術の導入を迅速に実行に移せる意思決定の仕組みなどの体制構築に努めて参ります。

⑤内部管理体制の強化

内部統制の整備、見える化、仕組化を更に推進し、継続的な企業成長を続けることができる企業体質の確立に向けて、常に内部管理体制の強化に努めることが重要であると認識しております。形式的な要件ではなく、本質的にコンプライアンス体制、リスク管理体制並びに情報管理体制が機能することにより、株主価値、資本生産性を向上できる経営を目指しコーポレート・ガバナンスの体制強化に取り組んで参ります。

⑥財務基盤の安定

当社は、銀行借入により十分な手元現預金を有していることから、優先的に対処すべき課題はないと考えております。今後も財務上の課題が発生する可能性は低いと考えておりますが、継続的かつ安定的な事業の拡大を図る上で、手許資金の流動性確保や金融機関との良好な取引関係の構築に努めて参ります。

(5) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)
システム開発事業

(6) 主要な事業所並びに使用人の状況等
①主要な事業所 (2025年12月31日現在)

事業所名	所在地
本 社	東京都千代田区
関西オフィス	大阪府大阪市淀川区

②使用人の状況 (2025年12月31日現在)

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
239名	+17名	37.5歳	9.0年

(7) 重要な親会社及び子会社の状況
該当事項はありません。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2025年12月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	194百万円

(9) その他株式会社の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 2,600,000株

(注) 当社は2026年1月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しており、同日付で発行可能株式総数を2,600,000株から5,200,000株といたしました。

(2) 発行済株式の総数 804,000株

(注) 当社は2026年1月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しており、同日付で発行済株式の総数を804,000株から1,608,000株といたしました。

(3) 当事業年度末の株主数 437名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
奥山宏昭	463,700株	57.67%
奥山伸子	98,000株	12.19%
光通信KK投資事業有限責任組合 無限責任組員光通信株式会社	52,800株	6.57%
田村信裕	19,200株	2.39%
UH Partners 2投資事業有限責任組合 無限責任組員株式会社 UH Partners 2	11,500株	1.43%
光通信株式会社	8,000株	1.00%
株式会社UH5	6,000株	0.75%
梶沼佑輔	5,100株	0.63%
佐野恒男	5,000株	0.62%
高嶋友子	4,000株	0.50%
日比新	4,000株	0.50%

※自己株式は保有していません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株式の流動性を高めることで、幅広い投資家の皆様により投資しやすい環境を整えると共に、投資家層の拡大を図ることを目的に、2026年1月1日付で、1株につき2株の割合をもって株式分割を実施しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において取締役及び監査役が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に従業員等に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
奥山宏昭	代表取締役社長	
関谷久	取締役副社長 執行役員	経営企画管掌
町野公彦	取締役執行役員	管理本部長
田中進吾	取締役執行役員	事業戦略室長
竹場稔	取締役執行役員	営業本部長
櫻井糧	取締役執行役員	営業本部品質保証室長
弦巻充樹	取締役(社外)	King & Wood Mallesons法律事務所・外国法共同事業パートナー
尾形朋輝	常勤監査役	
有馬義憲	監査役(社外)	有馬公認会計士事務所代表 株式会社Adxilia Consulting代表取締役 公益財団法人木原財団監事 SBI FinTech Solutions株式会社社外監査役 税理士法人adxilia代表社員
吉川英里	監査役(社外)	社会保険労務士事務所吉川HR&マネジメント代表 株式会社MERIT代表取締役

- (注1) 取締役弦巻充樹氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。また、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
- (注2) 監査役有馬義憲氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
- (注3) 監査役吉川英里氏は、社会保険労務士の資格を有しており、労務に関する相当程度の知見を有しております。また、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
- (注4) 取締役弦巻充樹氏は社外取締役であります。
- (注5) 監査役有馬義憲氏及び吉川英里氏は社外監査役であります。
- (注6) 2025年3月27日開催の第43回定時株主総会終結の時をもって川東卓時氏、また、2025年6月4日付で櫻井糧氏が取締役を辞任により退任いたしました。なお、櫻井糧氏の地位及び担当は退任時の地位及び担当であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役弦巻充樹氏、監査役尾形朋輝氏、有馬義憲氏及び吉川英里氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める限度額となります。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	74,640 (4,800)	74,640 (4,800)	— (—)	— (—)	8 (1)
監査役 (うち社外監査役)	15,600 (7,200)	15,600 (7,200)	— (—)	— (—)	3 (2)

(注1) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(注2) 期末現在の人員は、取締役6名、監査役3名であり、期中の異動は次の通りであります。

就任 取締役1名

退任 取締役2名

(注3) 取締役の金銭報酬の額は、2024年3月28日開催の第42回定時株主総会において年額10,000万円以内（うち、社外取締役年額800万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は1名）です。

(注4) 監査役の金銭報酬の額は、2022年3月30日開催の第40回定時株主総会において年額2,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

(注5) 取締役会は、代表取締役社長奥山宏昭氏に各取締役の報酬等の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(6) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役	弦 巻 充 樹	①King & Wood Mallesons 法律事務所・外国法共同事業パートナー	重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	有 馬 義 憲	①有馬公認会計士事務所代表 ②株式会社Adxilia Consulting代表取締役 ③公益財団法人木原財団監事 ④SBI FinTech Solutions 株式会社社外監査役 ⑤税理士法人adxilia代表社員	いずれも重要な取引その他の関係はありません。
	吉 川 英 里	①社会保険労務士事務所吉川HR&マネジメント代表 ②株式会社MERIT代表取締役	いずれも重要な取引その他の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	弦 巻 充 樹	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、必要に応じて、弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の維持、及び契約関係に関する発言を行っております。
社外監査役	有 馬 義 憲	当事業年度に開催された取締役会17回のすべて、監査役会14回のすべてに出席し、必要に応じて、公認会計士、税理士としての専門的見地から、当社の財務及び経営に関する発言を行うとともに、期中及び期末の会計監査を行っております。
	吉 川 英 里	当事業年度に開催された取締役会17回のすべて、監査役会14回のすべてに出席し、必要に応じて、主に社会保険労務士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の維持及び労務管理に関する発言を行うとともに労務業務の管理運営状況の監査を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任大有監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注2) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人から説明を受けた当該事業年度の会計監査計画の内容、前年度の監査実績と監査報酬、会計監査人の監査の遂行状況、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任大有監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、「高度な信頼性を求められる国内外の社会基盤サービスの領域において、専門性の高いIT技能集団による最新テクノロジーがお客様に新たな価値を提供し、未来を創造していく」という経営理念の実現に向けて事業展開を推進するにあたり、経営の効率性、健全性及び透明性を確保し、企業価値の継続的な向上と企業の社会的責任を果たし、社会に信頼される会社を目指していくこととしております。

これらを実現するために、取締役及び社員一同の職務執行の適正を確保するための体制整備が重要な経営上の手続きと認識し、最良のコーポレート・ガバナンスを実現することを目的として内部統制システムの基本方針を以下のとおり取締役会決議により定めております。

①取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制を構築することとし、適格な業務執行の決定と取締役の職務の監督を徹底する。
- ・取締役及び使用人が一体となって法令・定款等を遵守することを徹底するとともに、内部規程等に基づきリスク管理体制の強化に取り組み、内部統制システムの充実に努める。
- ・代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、全社的なコンプライアンスの取り組みを横断的に統括するとともに、取締役及び使用人に対してコンプライアンスに関する指導、教育、助言を継続的に実施する。
- ・取締役及び使用人は、コンプライアンスに違反する行為や違反する疑いを認識した場合は、「コンプライアンス規程」に基づき事態の迅速な把握と是正に努める。
- ・財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を適切に整備、運用する。
- ・監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る株主総会議事録、取締役会議事録、会計帳簿、稟議書、その他の重要な情報等については、「文書管理規程」等に基づき、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
- ・取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。

③損失の危険に対する管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理の基本方針は、取締役会において決定し、「リスク管理規程」により、リスクの予防及びリスクの発生に備えた事前準備や処理体制の確立を行う。

- ・業務執行における日常のリスクは、各部門の部長（「リスク管理者」という。）が責任を持って対応し、重要なリスクの取扱い等については、リスク管理委員会で付議の上取締役会で決議する。
 - ・不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とする対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等の外部アドバイザーとも連携し、迅速に危機対応の体制をとり、損害及びその拡大を防止し、これを最小限にすべく行動する。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」により取締役の権限と責任を明確化し、業務の組織的かつ効率的な運営を確保するための体制を構築する。
 - ・取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
- ⑤監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役がその職務の執行に関して補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、使用人を置くものとする。
 - ・監査役の補助をする期間中は、当該使用人への指揮権は監査役に委譲されるものとし、人事異動及び人事評価に関しては、監査役会の同意を得なければならない。また、当該使用人の独立性を確保するため、当該業務を遂行するにあたっては、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ⑥取締役及び使用人が、監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・取締役及び使用人等は、当社に対して損失の危機がある事項及び不正行為や法令・定款に対する違反行為を認識した場合、また取締役会に付議すべき重要な事項が生じた場合には、監査役に対して速やかに報告しなければならない。
 - ・監査役は、取締役会、経営会議、その他重要と認められる会議等に出席し、業務執行過程における意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するとともに、稟議書類等業務執行に係る文書を開覧し、取締役及び使用人等に対して説明を求めることができる。
 - ・社内通報に関する「内部通報規程」に基づく通報等の状況を監査役に報告するものとする。
 - ・取締役及び使用人等は、監査役から報告の求めがあった場合には、その報告を行う義務を負う。なお、報告を行った者は、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない。

⑦その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を開催し、会社が対応すべき課題等について意思の疎通及び意見交換を実施し、監査役監査の実効性を高める。
- ・ 監査役は監査法人及び内部監査担当と意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。
- ・ 監査役の職務執行により生じる費用の前払い等、その他の職務の執行により生じる費用又は債務の負担については、会社に請求することができる。

⑧反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

- ・ 反社会的勢力には、毅然とした態度で臨み、いかなる場合においても一切関わりを持たず、不当・不法な要求には応じないこと、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本方針とする。
- ・ 取締役及び使用人は、「反社会的勢力対応規程」を遵守するとともに、事案の発生時には、関係行政機関等と緊密に連絡を取り、速やかに対処できる体制をとる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項についての審議・決定を行うとともに取締役の業務執行についての報告を行っております。

「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスマニュアルの作成・周知のほか、当事業年度のコンプライアンスプログラムに従い、コンプライアンスに関する講習会及び情報の提供などにより、社員のコンプライアンス意識の向上に努めました。これらの活動は、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」が中心となり、コンプライアンスに関する疑義への対応、指導、教育、助言等を行う体制を整えております。

また、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の有効性を評価しております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会等の議事録をはじめ稟議書及び重要な契約書は適切に保管しております。

③損失の危険に対する管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」に基づき、リスク管理の基本方針を定め、リスク発生の未然防止、発生した場合の損失の最小化のための行動指針を明確にしております。また、リスクに関

する使用人の意識調査を実施し、その結果、重要なリスクを認識された具体的なリスクについて、未然防止のための対策を進めております。

なお、当社は、安否確認サービスを導入し、災害発生時に使用人の安否確認を行い被災した使用人に最適なサポートを実施し、素早く事業を再開する体制を整えております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役等がその職務を効率的に執行できるように「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等を定め、責任の明確化と意思決定の迅速化を図るとともに、取締役会において、代表取締役等がその職務の執行状況を報告し、相互に時宜に叶った業務運営に活用しております。また、3ヶ年の中期事業計画を策定し、中長期的視点から市場動向に適合させた事業運営を行っております。

⑤取締役及び使用人が、監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会等重要な会議に出席し、取締役及び使用人の業務執行上の重要な情報を把握する体制をとっております。また、監査役は内部監査担当者による内部監査の実施状況等について報告を受け、必要に応じて意見を述べております。

⑥その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を開催し、相互の意思疎通と信頼関係の構築を行っております。また監査役は監査法人と定期及び随時に、監査法人の監査報告・監査計画及び監査実施状況等について報告を受け、また意見交換を行って監査法人との連携を図るとともに内部監査担当者とは、前述⑤のほかに、随時に意見交換、情報の確認等の連携を行うことにより、監査役としての監査機能の強化を図っております。

なお、監査役の職務執行に必要な費用は、全額会社が負担しております。

⑦反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、反社会的勢力との関係を一切排除するための組織体制を厳守することとし、「反社会的勢力対応規程」に基づき、全ての既取引先、全ての役員及び使用人並びに全ての新規契約先について反社調査を実施し、反社会的勢力ではないことを確認しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要政策として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に配当を実施することを基本方針としております。

当社は中間配当と期末配当の年2回、剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

この方針のもと、当事業年度の期末配当金につきましては、前事業年度より12円増配の30円とさせていただきます。なお、当社は2026年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の期末配当金の額につきましては、当該株式分割前の配当金の額を記載しております。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し、内部留保とのバランスを図りながらその実施を継続する所存であります。

貸借対照表

2025年12月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,105,849	流動負債	376,605
現金及び預金	612,721	買掛金	103,675
売掛金	471,460	1年内返済予定の長期借入金	90,000
貯蔵品	374	未払金	67,527
前払費用	20,434	未払費用	1,140
その他	858	未払法人税等	40,561
固定資産	151,855	未払消費税等	33,474
有形固定資産	18,141	預り金	40,225
建物	12,374	固定負債	104,000
工具、器具及び備品	5,766	長期借入金	104,000
無形固定資産	1,632	負債合計	480,605
ソフトウェア	785	純資産の部	
その他	847	株主資本	770,412
投資その他の資産	132,082	資本金	120,360
投資有価証券	12,399	資本剰余金	30,360
長期前払費用	1,108	資本準備金	30,360
繰延税金資産	4,764	利益剰余金	619,692
保険積立金	66,056	利益準備金	3,500
その他	49,327	その他利益剰余金	616,192
貸倒引当金	△1,575	別途積立金	2,000
		繰越利益剰余金	614,192
		評価・換算差額等	6,687
		その他有価証券評価差額金	6,687
		純資産合計	777,100
資産合計	1,257,705	負債・純資産合計	1,257,705

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

2025年1月1日から
2025年12月31日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,990,619
売 上 原 価		2,431,449
売 上 総 利 益		559,169
販売費及び一般管理費		404,669
営 業 利 益		154,499
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	1,069	
貸倒引当金戻入額	235	
保険解約返戻金	6,262	
助成金収入	2,399	
その他の	362	10,328
営 業 外 費 用		
支払利息	5,929	5,929
経 常 利 益		158,898
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	4,913	4,913
税引前当期純利益		163,811
法人税、住民税及び事業税	53,605	
法人税等調整額	2,097	55,702
当 期 純 利 益		108,108

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

2025年1月1日から
2025年12月31日まで

(単位：千円)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		利益 剰余金 合計	
		資本 準備金	資本 剰余 合計		別 途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	120,360	30,360	30,360	2,053	2,000	522,002	526,056	676,776
当期変動額								
剰余金の配当				1,447		△15,919	△14,472	△14,472
当期純利益						108,108	108,108	108,108
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	1,447	—	92,189	93,636	93,636
当期末残高	120,360	30,360	30,360	3,500	2,000	614,192	619,692	770,412

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	8,640	8,640	685,416
当期変動額			
剰余金の配当			△14,472
当期純利益			108,108
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,952	△1,952	△1,952
当期変動額合計	△1,952	△1,952	91,683
当期末残高	6,687	6,687	777,100

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に関する事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

②貯蔵品

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法又は旧定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）については旧定額法、2007年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

①建物 3～15年

②工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計算しております。また、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、官公庁、銀行・保険会社・証券会社等の金融機関、法人向けのソフトウェア開発、IT基盤・ネットワーク構築、及びシステムの運用・保守業務等を行っております。

ソフトウェア開発は請負契約や準委任契約により、主に顧客の要望に応じた要件定義から製造、テスト、本番を含むソフトウェアの開発や作業を提供する履行義務を負っております。

(1) 請負契約による取引

請負契約による取引については、開発作業の進捗に伴って顧客に成果が移転し、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、その進捗度に応じて収益を認識しております。期末日における見積原価総額に対する実際発生原価の割合に基づくインプット法を使用して進捗度を合理的に測定し、収益を認識しております。受注金額及び原価総額の見積りに変更が生じる可能性がある場合、随時見積りの見直しを行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

(2) 準委任契約による取引

準委任契約による取引については、顧客への作業提供を通じて一定の期間にわたり履行義務を充足することから、作業期間にわたり作業の提供に応じて、収益を認識しております。

(3) 運用・保守業務

運用・保守業務では、主に各種システムの運用管理、システム管理、データ管理及び設備管理等、センター管理に必要な技術やソリューションを提供する履行義務を負っております。契約期間における運用・保守作業提供を通じて一定の期間にわたり履行義務を充足することから、契約期間にわたり作業の提供に応じて収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

(会計方針の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(繰延税金資産の回収可能性)

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 4,764千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来の事業計画に基づく課税所得を合理的に見積り、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。

課税所得の見積りについては、事業環境や市場環境等を考慮した事業計画を基礎としております。

なお、将来において課税所得の見積りの基礎となる事業環境等の変化により、課税所得の見積りに変化が生じた場合は、将来における一時差異の解消金額や繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

該当事項はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

11,147千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 804,000株

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当支払額

- | | |
|------------|-------------|
| ① 配当金の総額 | 14,472,000円 |
| ② 1株当たり配当額 | 18円 |
| ③ 基準日 | 2024年12月31日 |
| ④ 効力発生日 | 2025年3月28日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2026年3月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|------------|-------------|
| ① 配当金の総額 | 24,120,000円 |
| ② 1株当たり配当額 | 30円 |
| ③ 基準日 | 2025年12月31日 |
| ④ 効力発生日 | 2026年3月27日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。また、当社は2026年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の1株当たり配当額につきましては、当該株式分割前の配当金の額を記載しております。

4. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

項目名	期末残高
未払事業税等	3,506千円
未払租税公課	413千円
貸倒引当金	482千円
会員権	1,636千円
一括償却資産	20千円
敷金(資産除去債務)	1,440千円
フリーレント	343千円
【繰延税金資産合計】	7,842千円
その他有価証券評価差額(評価益)	3,077千円
【繰延税金負債合計】	3,077千円
【繰延税金資産の純額】	4,764千円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金(主として長期)及び設備投資資金(長期)であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	12,399	12,399	—
資産計	12,399	12,399	—
(2) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	194,000	193,975	△24
負債計	194,000	193,975	△24

(注) 現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品
当事業年度末 (2025年12月31日)

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	12,399	—	—	12,399
資産計	12,399	—	—	12,399

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当事業年度末 (2025年12月31日)

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	193,975	—	193,975
負債計	—	193,975	—	193,975

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2. 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

3. 子会社等

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	当事業年度
公共系事業	2,331,071
金融・法人系事業	659,547
顧客との契約から生じる収益	2,990,619
外部顧客への売上高	2,990,619

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表（重要な会計方針に関する事項）4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	457,156
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	471,460

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載は省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 483円27銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 67円23銭 |

(注) 当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、2025年11月14日開催の取締役会決議に基づき、2026年1月1日付で当社定款の一部を変更し、株式分割を実施いたしました。

1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株式の流動性を高めることで、幅広い投資家の皆様により投資しやすい環境を整えると共に、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の内容

(1) 分割の方法

2025年12月31日(水)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主が所有する普通株式を1株につき2株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加した株式数

- | | |
|-------------------|------------|
| ① 株式分割前の発行済株式総数 | 804,000株 |
| ② 今回の分割により増加する株式数 | 804,000株 |
| ③ 株式分割後の発行済株式総数 | 1,608,000株 |
| ④ 株式分割後の発行可能株式総数 | 5,200,000株 |

(3) 分割の日程

- | | |
|----------|----------------|
| ① 基準日公告日 | 2025年12月16日(火) |
| ② 基準日 | 2025年12月31日(水) |
| ③ 効力発生日 | 2026年1月1日(木) |

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響
株式分割による影響は(1株当たり情報に関する注記)に記載しております。

(その他の注記)
該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月17日

株式会社日本オーエー研究所
取締役会 御中

有限責任大有監査法人		
東京都千代田区		
指定有限責任社員	公認会計士	新井 努
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	甲谷 良太郎
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本オーエー研究所の2025年1月1日から2025年12月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任大有監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月20日

株式会社 日本オーエー研究所 監査役会
常勤監査役 尾形 朋輝 ㊟
社外監査役 有馬 義憲 ㊟
社外監査役 吉川 英里 ㊟

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、当期の業績を踏まえ増配することとし、以下のとおり期末配当及び剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 30円（前期に比べ12円増配）

配 当 総 額 24,120,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年3月27日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	せきや 久 関谷 久 (1971年10月30日)	1994年4月 株式会社コナカ入社 1998年5月 当社入社 2010年7月 当社アドバンスソリューション部長就任 2013年4月 当社取締役公共推進本部長就任 2018年1月 当社取締役営業統括本部長就任 2019年4月 当社取締役パブリックアンドフィナンシャル事業本部長就任 2020年1月 当社取締役執行役員公共サービス本部長就任 2021年3月 当社取締役常務執行役員営業本部長就任 2023年7月 当社取締役執行役員経営企画室長就任 2025年3月 当社取締役副社長執行役員兼経営企画室長就任 2025年7月 当社取締役副社長執行役員（経営企画管掌）就任（現任）	3,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	町の きみひこ 町野 公彦 (1962年9月5日)	1987年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行 1990年9月 三井不動産ローン保証株式会社入社 1996年4月 コナミ株式会社入社 2008年7月 株式会社パーテックスリンク（現株式会社ストライダーズ）入社 2010年4月 エリアリンク株式会社入社 2011年8月 株式会社大正オーディット入社 2019年3月 株式会社マイネット入社 2019年12月 当社入社 2020年3月 当社執行役員経理財務管理部長就任 2021年3月 当社取締役執行役員財務経理部長就任 2023年7月 当社取締役執行役員管理本部長兼財務経理部長就任 2025年11月 当社取締役執行役員管理本部長就任（現任）	3,200株
3	たなか しんご 田中 進吾 (1964年3月17日)	1988年7月 株式会社ABE入社 1990年8月 株式会社西洋フードシステムズ入社 1998年3月 当社入社 2004年5月 当社取締役就任 2020年1月 当社取締役常務執行役員人事総務管理部長就任 2021年3月 当社取締役常務執行役員人事総務部長就任 2023年7月 当社取締役執行役員事業戦略室長就任（現任）	3,200株
4	たけぼ みのる 竹場 稔 (1975年6月24日)	1998年4月 株式会社不二家入社 1998年8月 当社入社 2012年4月 当社公共コンサルティングソリューション部長就任 2019年4月 当社執行役員公共事業担当兼ビジネスソリューション部長就任 2023年7月 当社執行役員営業本部公共統括部長就任 2024年1月 当社執行役員営業本部第二統括部長就任 2025年3月 当社取締役執行役員営業本部長就任（現任）	一株
5	※ いわもと ひろき 岩元 宏樹 (1964年12月5日)	1988年4月 日本電信電話株式会社入社 1988年7月 エヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社入社 2001年4月 株式会社NTTデータ 公共システム事業本部課長 2003年10月 同 公共システム事業本部部長就任 2009年6月 同 第一公共システム事業本部 第一公共BU統括部長就任 2014年7月 同 公共システム事業本部 第三公共事業部長就任 2016年6月 株式会社NTTデータ九州代表取締役社長就任 2018年6月 株式会社NTTデータ・アイ執行役員第三事業部長代理就任 2019年4月 同 執行役員第三事業部長就任 2023年6月 同 取締役執行役員技術本部長就任 2025年7月 当社入社 執行役員営業本部品質保証部長就任（現任）	一株

6	つるまき よしき 弦巻 充樹 (1970年9月12日)	1994年4月	NTTデータ通信株式会社（現株式会社NTTデータ）入社	一株
		2003年10月	弁護士登録	
		2003年10月	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業入所	
		2007年9月	Dewey & LeBoeuf LLP（米国、ニューヨーク州）入所	
		2013年1月	三宅・山崎法律事務所パートナー	
		2016年11月	King & Wood Mallesons法律事務所・外国法共同事業パートナー（現任）	
		2022年3月	当社社外取締役就任（現任）	

(注1) ※印は新任の取締役候補者であります。

(注2) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注3) 各候補者の所有する当社の株式数は2025年12月31日現在にて表示しております。

(注4) 弦巻充樹氏は、社外取締役候補者であり、当該候補者を社外取締役候補者とした理由及び社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割は、法律に関する知見を生かした弁護士としての専門的見地から、経営全般、また内部管理に関して有用な意見をいただくことであります。

(注5) 弦巻充樹氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結をもって4年であります。

(注6) 当社と弦巻充樹氏は会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案については監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	※ かわひがし たくじ 川東 卓時 (1958年11月5日)	1979年4月 株式会社ソフトウェア・サイエンス入社 1990年1月 当社契約社員として所属 2000年1月 当社入社 2003年10月 当社取締役就任 2013年3月 当社関西支社長兼務 2020年1月 当社取締役専務執行役員営業統括部長就任 2021年3月 当社取締役専務執行役員事業推進部長就任 2023年7月 当社取締役執行役員営業本部長就任 2025年3月 当社取締役執行役員営業本部長辞任 2025年4月 当社内部監査室内部監査担当就任（現任）	3,200株

2	<p style="text-align: center;">ありま よしのり 有馬 義憲 (1977年7月20日)</p>	<p>2003年10月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 2008年11月 株式会社グローバル・パートナーズ・コンサルティング入社 2010年3月 公認会計士登録 2019年4月 有馬公認会計士事務所代表就任（現任） 2019年10月 株式会社Adxilia Consulting代表取締役就任（現任） 2021年4月 公益財団法人木原財団監事就任（現任） 2022年3月 当社社外監査役就任（現任） 2023年9月 SBI Fintech Solutions株式会社社外監査役就任（現任） 2024年6月 税理士法人adxilia代表社員就任（現任）</p>	一株
3	<p style="text-align: center;">よしかわ えり 吉川 英里 (1977年1月2日)</p>	<p>1997年4月 株式会社日本政策金融公庫入庫 2002年1月 行政書士資格取得 2004年11月 社会保険労務士資格取得 2006年7月 BE ENOS 株式会社（旧株式会社ネットプライスドットコム）入社 2007年6月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2010年10月 株式会社ミクシィ入社 2012年8月 社会保険労務士事務所吉川HR&マネジメント開業代表（現任） 2013年12月 株式会社MERIT代表取締役就任（現任） 2022年3月 当社社外監査役就任（現任）</p>	一株

(注1) ※印は新任の監査役候補者であります。

(注2) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注3) 各候補者の所有する当社の株式数は2025年12月31日現在にて表示しております。

(注4) 有馬義憲氏、吉川英里氏の両氏は、社外監査役候補者であり、当該候補者を社外監査役候補者とした理由は、専門的知見から当社経営に対して監査を行っていただくためであります。

(注5) 有馬義憲氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(注6) 吉川英里氏は社会保険労務士資格を有しており、労務に関する相当程度の知見を有しております。

(注7) 有馬義憲氏、吉川英里氏の両氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結をもって4年であります。

(注8) 当社は川東卓時氏の選任が承認された場合、当社との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額となります。

(注9) 当社と有馬義憲氏及び吉川英里氏は会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

第4号議案 取締役の報酬等の額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2024年3月28日開催の第42回定時株主総会において年額10,000万円以内（うち社外取締役は800万円以内）と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢及び経営環境の変化等諸般の事情を考慮して、取締役の賞与、退職金を含めた報酬等の額を「年額15,000万円以内（うち社外取締役は800万円以内）」に定めさせていただきますと存じます。

また、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まれないものとしたと存じます。

また、本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会の審議を経て決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役は1名）となります。

第5号議案 監査役の報酬等の額改定の件

当社の監査役の報酬等の額は、2022年3月30日開催の第40回定時株主総会において年額2,000万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢及び経営環境の変化等諸般の事情を考慮して、監査役の報酬等を「年額3,000万円以内」に定めさせていただきますと存じます。

なお、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査役は3名となります。

第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任されます取締役奥山宏昭氏及び監査役尾形朋輝氏、並びに2025年3月27日付で辞任により退任されました取締役川東卓時氏に対し、在任中の労に報いるため、当社における所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等については、奥山宏昭氏及び川東卓時氏については取締役会に、尾形朋輝氏については監査役の協議に、それぞれ御一任願いたいと存じます。

退職慰労金の贈呈を相当とする理由は、奥山宏昭氏及び川東卓時氏は当社の業績及び企業価値の向上に尽力したために、尾形朋輝氏は当社の業務の適正性を確保することに尽力したために、それぞれ贈呈するものであります。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
奥山 宏昭	1983年5月 有限会社日本オーエー研究所を共同で設立専務取締役就任 2003年10月 株式会社日本オーエー研究所代表取締役就任（現任）
尾形 朋輝	2018年3月 当社常勤監査役就任（現任）
川東 卓時	2003年10月 当社取締役就任 2013年3月 当社関西支社長兼務 2020年1月 当社取締役専務執行役員営業統括部長就任 2021年3月 当社取締役専務執行役員事業推進部長就任 2023年7月 当社取締役執行役員営業本部長就任 2025年3月 当社取締役執行役員営業本部長辞任

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区西神田3丁目2番1号
住友不動産千代田ファーストビル南館3階
ベルサール神保町ROOM 3+4



会場最寄駅

「九段下駅」5番出口徒歩3分（半蔵門線・東西線・新宿線）

「神保町駅」A2出口徒歩4分（半蔵門線・新宿線・三田線）

「水道橋駅」西口徒歩7分（JR線）

※近隣には「ベルサール神保町アネックス」「ベルサール九段」がございます。

お間違えのないようお気を付けてください。